

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第7号**

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
(報告セグメントの区分) <b>第146条の4</b> 報告セグメント（府令第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。）の区分は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略)	(報告セグメントの区分) <b>第146条の4</b> 報告セグメント（府令第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。）の区分は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> <u>燕労災病院</u> <u>(4)</u> (略)

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第146条の4の規定は、令和6年度の事業年度から適用する。